

教育委員会会議 定例会

令和 7 年 7 月 9 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 19 号 山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

第 20 号 「いじめ調査委員会」委員の委嘱・任命について

2 報 告 事 項

(4) 令和8年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舍指導員選考検査について

3 その他報告

な し

議案第 19 号

山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

提案理由

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正に伴い、山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁総務課 教育庁高校教育課

題 名	山梨県立学校処務規程及び山梨県教育事務所処務規程の一部を改正する訓令
趣 旨	休憩時間の柔軟化に当たり、能率的な事務の運営を図るため、専決事項について所要の改正を行う必要がある。
内 容	1 訓令改正の背景等 ○ 令和7年6月、山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部が改正され、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合には、休憩時間を一斉に与えないことを可能とする柔軟化を行うこととされた（同年10月1日施行）。 ○ 同条例において、休憩時間の付与は任命権者が行うこととしているが、職員毎の申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるかを判断できる職員を決裁者とすることで能率的な事務の運営を図ることが可能となる。 ○ このため、専決事項について所要の改正を行う必要がある。 2 訓令改正の内容 休憩時間の設定について、専決事項の事務として定める。
施行期日	令和7年10月1日から施行する。
留 意 点	なし
参考事項	なし

[illegible]

山梨県立学校処務規程新旧対照表

新	旧
(校長の専決) 第六条 次の事項は、校長において専決することができる。 一 所属職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）並びに休憩時間の設定に関すること。 二 三 略 (副校長の専決) 第六条の二 副校長は、定時制の課程又は分校に関する次の事項について専決することができる。 一 所属職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、及び職務に専念する義務の免除の承認、週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）並びに休憩時間の設定に関すること。 二 三 略	(校長の専決) 第六条 次の事項は、校長において専決することができる。 一 所属職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関すること。 二 五 略 (副校長の専決) 第六条の二 副校長は、定時制の課程又は分校に関する次の事項について専決することができる。 一 所属職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関すること。 二 三 略

山梨県教育事務所処務規程新旧対照表

新	旧
(所長の専決) 第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一 略 二 所長、副所長、地域学力向上推進幹及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。次条において同じ。） 、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り、週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。次条において同じ。）並びに休憩時間の設定に関すること。 三 九 略 (次長の専決) 第六条の二 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一 略 二 所員の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り、週休日の振替並びに休憩時間の設定に関すること（所長の専決事項を除く。）。 三 五 略	(所長の専決) 第六条 所長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一 略 二 所長、副所長、地域学力向上推進幹及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。次条において同じ。） 、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。次条において同じ。）に 関すること。 三 九 略 (次長の専決) 第六条の二 次長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。 一 略 二 所員の年次有給休暇の付与、有給休暇、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認、勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振り並びに週休日の振替に 関すること（所長の専決事項を除く。）。 三 五 略

議案第 20 号

「いじめ調査委員会」委員の委嘱・任命について

[資料別途配付]

(令和7年7月9日 定例教育委員会)

課 名

高校教育課

件名	令和8年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査について
経緯	昨年度の状況 令和7年度採用 山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査 (令和6年度実施) 1 選考検査種別＜採用者数＞ 実習助手（理科）＜2名＞ （農業）＜0名＞ （工業）＜1名＞ （商業）＜0名＞ 寄宿舎指導員＜4名＞ 2 願書の受付期間 令和6年 8月21日（水）～9月11日（水） 3 検査 令和6年10月 5日（土）・6日（日） 山梨県立甲府工業高等学校 4 検査通過者発表 令和6年11月下旬
内容	令和8年度採用 山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項の概要 (令和7年度実施) 1 受検資格 □ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者 □ 昭和41年4月2日以降に出生し、高等学校卒業以上の学歴を有する者 2 選考検査種別 実習助手（理科）（農業）（工業） 寄宿舎指導員 3 採用予定数 実習助手（理科）＜2名程度＞ （農業）＜1名程度＞ （工業）＜1名程度＞ 寄宿舎指導員＜2名程度＞ 4 願書の受付期間及び申込方法 受付期間 令和7年8月20日（水）～9月10日（水） 申込方法 「やまなしくらしねっと」によるインターネット申込 5 検査 ○ 昨年度と同時期 期 日 令和7年10月4日（土）・5日（日） 会 場 山梨県立甲府工業高等学校 内 容 一般教養、専門教養、適性検査、作文、面接 6 通過者発表 令和7年11月下旬 7 その他 ①加点制度 申請できる免許・資格（専門資格）は実施要項に示したものと同等若しくはそれ以上のものとする。 ②令和8年度採用山梨県立学校実習助手・寄宿舎指導員選考検査実施要項等は、令和7年7月中旬から周知する予定。